

千葉県報

号外
令和6年12月27日

主要目次

規則

○ 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○ 石川県の一部の地域における県税の申告等の期限の指定

規則

規則

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十五号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表第六号中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

別記第六号様式中「~~第二条の9第三項~~」を「~~第二条の10第三項~~」に改める。
別記第五十九号様式その二（裏）中「（~~図表第六号のものを~~）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

告示

千葉県告示第六百五十二号

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）第八条第一項の規定により、令和六年千葉県告示第三十二号（令和六年能登半島地震による被災者に対する県税の申告等の期限の延長）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所

又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

令和六年十二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都道府県名	地 域
石川 県	七尾市 羽咋郡志賀町

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八